

デジタル技術に関するヒアリングに係るヒアリング事項

- 5 遺言の本文に相当する部分の在り方及び真意性・真正性を担保等するための方式の在り方に関し、活用の可否が問題となるデジタル技術について、以下の項目を中心にヒアリングを実施する。

質問1（Q1） 電子署名

- 10
- ・ 具体的な使いやすさ
 - ・ 有効期限への対処
 - ・ 複数の者が一つの文書ファイルに電子署名することの可否（※）
 - ・ ウェブ会議に際して複数の者が一つの文書ファイルに電子署名することの可否
 - ・ 動画ファイルに電子署名することの可否 等
- 15 （※ 「可否」には、技術的な観点に加え、実用的か否かの観点も含む。以下同じ。）

質問2（Q2） 本人が入力することを必要とした場合におけるデジタル技術の活用

- 20
- ・ デジタルタッチペンによる筆跡記録の活用の可否
 - ・ 本人が入力したことを確認することができるその他のデジタル技術の有無 等

質問3（Q3） 本人が入力することを必要としない場合におけるデジタル技術の活用

- 25
- ・ 文書ファイルと動画ファイルとを結びつけることの可否
 - ・ 動画ファイルを活用したその他の遺言のあり方
 - ・ 生体認証技術の種類とその識別精度及び実用性
 - ・ 顔貌認証技術等を利用した具体的な遺言の在り方
 - ・ 録音・録画や生体認証のほかに考えられるデジタル技術の有無 等

30

質問4（Q4） 改変防止のためのブロックチェーン技術等の活用

- 35
- ・ ブロックチェーン技術を遺言者が直接利用する在り方の有無
 - ・ 公的機関又は民間事業者が保管を行う場合の技術の活用の在り方、通知や検索の可否等
 - ・ 改変防止措置として考えられるその他の仕組みの在り方 等

以上